

豊島区災害発生時等における医療救護活動従事看護師等登録要綱

令和6年4月1日

健康部長決定

制定 平成28年3月17日

改正 令和元年7月1日

全部改正 令和6年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、豊島区地域防災計画に基づき、災害発生時に開設される緊急医療救護所及び医療救護所（以下「緊急医療救護所等」という。）に参集する医師等とともに、医療救護活動に従事する看護師等を事前に登録することにより、緊急医療救護所の円滑な運営を図り、もって区民の生命、身体の安全を図ることを目的とする。

(登録対象となる看護師等)

第2条 この要綱に基づく医療救護活動従事看護師等として登録ができる者は、区内に在住又は在勤するもので、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師、助産師、看護師又は準看護師の資格を有するものとする。ただし、一般社団法人豊島区看護師会に所属するものは、豊島区災害発生時等における医療救護活動従事者登録要綱に基づき、登録を行うものとする。

(登録の手続き)

第3条 この要綱に基づく医療救護活動従事看護師等として登録を希望する者は、豊島区医療救護活動従事看護師等登録申請書（様式第1号）に資格を証明する書類の写しを添付して、区長に提出しなければならない。

2 区長は、提出された申請書等を審査し、適当と認める場合は、医療救護活動従事看護師等として登録台帳（様式第2号）に登録し、参集する緊急医療救護所等を指定するものとする。

(医療救護活動従事登録者証の交付等)

第4条 区長は、前条に基づき登録した医療救護活動従事看護師等に対して、医療救護活動従事登録者証（様式第3号）（以下「登録者証」という。）を交付する。

2 医療救護活動従事看護師等は、登録者証を紛失し、又は汚損したときは、速やかに様式第4号により届け出て、再交付を受けなければならない。

(登録者証の有効期限等)

第5条 登録者証は、その交付を受けた者が第2条に規定する資格要件を満たす間にお

いて、有効とする。

(登録の変更及び抹消等)

第6条 医療救護活動従事看護師等は、登録の内容に変更があった場合、又は登録抹消すべき事由が生じた場合は、様式第5号により区長に届け出るものとする。

2 区長は、前項の届出があったときは、登録の変更又は抹消の決定を行い、変更を行った場合にあっては、新たに登録者証を交付する。

3 医療救護活動従事看護師等は、変更後の登録者証を受領した場合にあっては、変更前の登録者証を、登録を抹消された場合にあっては、登録者証を、速やかに区長に返却するものとする。

(活動内容)

第7条 医療救護活動従事看護師等は、区内に震災等災害が発生し、緊急医療救護所等が開設された場合は、第3条の規定により指定した緊急医療救護所等に自主参集するよう努めるものとする。

2 医療救護活動従事看護師等は、前項の規定により緊急医療救護所等に参集した場合は、医療対策本部の指示に従い、医療救護活動に従事するものとする。

3 前2項の活動を実施する際は、交付された登録者証を携帯する。

(訓練の参加)

第8条 医療救護活動従事看護師等は、緊急医療救護所等における円滑な医療救護活動に従事することができるようにするため、区又は医療関係団体が実施する防災訓練、研修等に積極的に参加するように努める。

(区の責務)

第9条 区は、医療救護活動従事看護師等に対し、緊急医療救護所等における医療救護活動に資するための防災訓練、研修等を実施するほか、医療に要する資材及び器材の確保に努める。

(費用弁償等)

第10条 区は、医療救護活動従事看護師等が、緊急医療救護所等における医療救護活動に従事した場合は、費用弁償を行うものとする。この場合における支給額は、東京都・特別区・東京都医師会連絡協議会の協議による「医療救護にかかる費用弁償」の単価と同額とする。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (元豊保地発第 8 2 9 号)

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

付 則 (6 豊健地発第 4 6 7 号)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の豊島区災害発生時等における医療救護活動従事看護師等登録要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要綱による改正後の豊島区災害発生時等における医療救護活動従事看護師等登録要綱の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。